

「憲法改正と原発事故」というタイトルを見て、「原発事故は憲法改正とは関係がないのでは？」と疑問に思う読者がいるかもしれません。なぜ両者が関係するのかと言えば、自民党が掲げる改憲 4 項目（自由民主党憲法改正推進本部「憲法改正に関する議論の状況について」2018年3月26日発表・以下「自民党改憲 4 項目」と表記します）の一つに、大規模な災害を想定した「緊急事態対応」があるからです。自民党の説明によれば、「わが国では有史以来、巨大地震や津波が発生しており、南海トラフ地震や首都直下型地震などについても、想定される最大規模の地震や津波等へ迅速に対処することが求められている」ことから、新しい条項を加えるという提案です。

この文章にはなぜか原発事故についての言及がありませんが、多数の命が危険にさらされ、大規模な避難が必要になる原発事故も緊急事態として認定される可能性が高く、原発の再稼働が進むなか、「次なる事故」を想定しておかねばならない社会に私たちは暮らしています。具体的には、「大地震その他の異常かつ大規模な災害」によって国会が法律を作るのを待つことができない場合には、「国民の生命、身体及び財産を保護するため」に内閣が政令を制定するというものです（「自民党改憲 4 項目」第 73 条の 2）。また災害により通常の選挙が困難な場合には、国会議員の任期延長を認めることも定めようとしています（「自民党改憲 4 項目」第 64 条の 2）。

地震大国日本では、東日本大震災のような大災害がいつ襲ってくるかもしれないので、緊急事態対応のための改憲は必要ではないか、と思われるでしょうか。一見もっともらしく聞こえるこの提案には、実はいくつもの問題があります。ここでは東電福島原発事故を教訓にして、以下の二つの点について考えます。

第一点目は、大規模災害時に「国民の生命、身体及び財産を保護するため」に必要なことは、制度作りを含めて事前に周到な準備をしておくこと、そして実際に災害が起きた際には政府に情報が集まるのを待つのではなく、現場に権限を委ねて柔軟な対応をとることです。東電原発事故に適切な対応ができなかった理由の多くは、官民あげて「原発事故は起きない」という前提のもと、事故への備えが欠落し、または不十分だったことにありました。その結果、最も放射線量の高かった事故当時、東北及び関東地方に住む多くの人が避けられたはずの被ばくをしたのです。また甲状腺に放射性ヨウ素を取り込むのを防ぐための安定ヨウ素剤は各自治体に配られていたのですが、現場の判断で服用したのは一部にとどまり、県庁からの指示を待っていた多数の自治体は服用のタイミングを逃しています。準備していない対応は緊急時には不可能であること、そして予測困難な危機への対応には

憲法改正によって中央政府に集権化するのではなく、むしろ現場の裁量が必要となることを、原発事故は教えているのです。

第二点目は、緊急事態条項の歴史を振り返れば、ナチスドイツにみられるように、しばしば権力者に濫用され、深刻な権利侵害がもたらされてきたという問題です。ナチスドイツ時代には緊急事態条項の濫用によって基本的人権が停止され、野党勢力の逮捕によって反対勢力を排除した議会において、議会ではなく政府が法律を制定できる「全権委任法」が成立してしまいました。その結果、議会政治は機能しなくなり、ナチス党の独裁政治を招くことになったのです。今回の自民党による提案は、緊急事態の定義が拡大されうること、内閣が制定できる政令の内容や対象、効力、期間についての制限がないことなど、濫用されないようにする歯止めが不十分な点が大きな問題だと言えます。原発事故の経験を振り返れば、深刻な放射能漏れが起きていた時期に政府は適切な情報開示をせず、事故前より 20 倍高い追加被ばく線量を基準として避難指示区域の設定や解除が行われ、さらに事故前より 80 倍高いレベルの汚染土壌を公共事業に「再利用」する方針を打ち出しています。緊急事態やその対応時ほど、市民の権利が侵害されやすい時はないことを、原発事故は現在進行形で示しているのです。

このように、原発事故とその被害を丁寧に検証していくことは、緊急事態対応に関する憲法改正の是非を考えるうえで重要な示唆を与えてくれます。

<参考資料・文献>

青木美希 (2018) 『地図から消される街 3.11 後の「言ってはいけない真実」』講談社

清末愛砂他著 (2017) 『緊急事態条項で暮らし・社会はどうか:「お試し改憲」を許すな』現代人文社

清水奈名子 (2018) 「被災者の健康不安と必要な対策」(淡路剛久監修『原発事故被害回復の法と政策』日本評論社

自由民主党憲法改正推進本部 (2018) 「憲法改正に関する議論の状況について」
https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/constitution/news/20180326_01.pdf

長谷部恭男・石田勇治 (2017) 『ナチスの「手口」と緊急事態条項』集英社

吉田千亜 (2018) 『その後の福島 原発事故後を生きる人々』人文書院